

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>職員数の削減については以前から実施しており、平成8年度末には職員数34人であったが、10年後の18年度末には職員数24人としており、10年間で10人の人員削減を既に達成している。</p> <p>集中改革プランに相当する「行政革命戦略5つの宣言」において、平成17年4月1日現在の職員数24人に対し、22年度に1人削減し、23年度には23名とする職員数計画を掲げている。本計画では、集中改革プランよりも早期の削減を図り、20年度に1人削減し、以降23名とする計画とした。【課題1】</p> <p>○給与構造の見直し 平成18年10月実施済み ○地域手当支給率 H19年:10%、H22年:3% (国公 H19年:3%、H22年:3%)</p> <p>給与の一時的削減として、平成15年度は給料の削減(4~12月分 管理職△4%、非管理職△2%・1~3月分 管理職△1%)を実施し、16年度は給料(管理職△4%、非管理職△2%)及び期末勤勉手当(管理職△8%、非管理職△3%)の削減を実施した。</p> <p>国において平成18年4月1日に実施された給与構造改革について、本市では平成18年10月1日に号給の細分化や約5%の水準ダウン、枠外昇給廃止を盛り込んだ給料表の改定を実施した。</p> <p>地域手当支給割合の現状については、国基準支給割合3%の地域にあって、本市支給割合は10%となっている。平成22年度に国基準支給割合(3%)となるよう経過措置を設けて、平成20年3月議会において条例案を提出し改正の予定である。【課題1】</p> <p>現状、国公の行政職(2)表適用者と比較すると高い水準にある。現業部門のアウトソーシングを推進するとともに、技能労務職員の退職不補充を徹底することで、技能労務職員にかかる総人件費を抑制していく方針である。</p> <p>また、技能労務職員に係る取組方針について、平成20年3月に公表を予定している。</p> <p>退職時特昇については既に廃止している。(長期勤続者に対する特昇は平成17年3月1日以降、勸奨退職については平成18年9月30日以降廃止)</p> <p>退職手当支給率については、平成18年9月30日以前は国公と異なる部分があったが、10月1日以降は国公支給率比での超過支給をなくすため、国公同様の支給率に改めた。</p> <p>互助会としての福利厚生事業は、職員厚生会への委託方式としているが、会の財源の大部分は会員からの会費で賄っており、委託料は会費収入の1/2以下となっている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>単年度契約で発注していた水道料金徴収業務委託を平成18年度から複数年(5年)契約により行った結果、18年度は17年度よりも2,600万円の経費削減効果があった。</p> <p>また、今後は21年度に配水系統の見直しにより配水池の使用廃止・井戸の休止を行い、22年度以降の動力費削減を図る。【課題3】</p> <p>以前から民間委託を実施しており、平成9年度には修繕工事業務・水道料金検針精算業務の委託を開始し、10年度から水道料金の調定から収納までを委託した。13年度には毎日の水質検査業務の委託を開始した。また、契約事務については、16年度から一般会計の契約担当にて行っている。</p> <p>第三者委託については、水源の8割以上が受水のため浄水場などの大きな施設は保有しておらず、他事業体で見受けられる浄水場の管理などの第三者委託は該当しない。今後、取り入れられる委託がないか引き続き注視していく。【課題3】</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>水道料金の適正化を図るため、平成14年6月に平均改定率24.31%の料金改定を行っており、神奈川県下で1番高い水道料金(H17.7真鶴町の改定により現在2番目)になってしまったため、さらなる県民格差の拡大を伴う料金改定はかなり難しい状況にある。</p> <p>類似団体との料金比較では、月10㎡家庭用料金・類似団体1,275円、三浦市1,123円と152円類似団体が高い。20㎡では類似団体2,765円、三浦市2,971円と三浦市が206円高くなっているが、類似団体と大きな開きはない。</p> <p>しかし、県内との料金比較では、最も低料金の秦野市が月10㎡家庭用料金525円、隣接する横須賀市は(メーター口径20mm以下の場合)934円である。三浦市は1,123円のため秦野市とは2倍以上の格差があり、横須賀市に対しても189円高く、三浦市民にとって三浦市の水道料金は相当高いものと認識されている。【課題2】</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>毎年6月1日及び12月1日に財政事情の公表を行い、本庁及び各出張所に閲覧コーナーを設けている。また、「予算の概要」「決算の概要」については、それぞれ市報5月号、10月号に掲載し、市ホームページにおいても公表している。</p> <p>「市職員の人事行政に関する状況(概要版)」を市報12月号に掲載し、給与・定員管理の公表と併せて市ホームページにおいて公表している。</p> <p>三浦市として平成18年度に行政評価の施行をし、「三浦市版行政評価(平成18年度施行)報告書」にまとめ、平成19年3月に公表した。平成19年度は行政評価を本格稼働する。</p>
<p>5 その他</p>	<p>工事工法では、推進工法を採用した。これまでの工事は開削工法で行っていたが、推進工法にて施工できるものは、推進工法を導入し、工事コストの削減を図るとともに工事占用面積の減少、騒音、振動、粉じん等の工事公害の低減、交通や市民生活への影響の抑止に努めている。16年度7,600万円・17年度7,500万円の工事コストの削減ができており、19年度も400万円の削減を見込んでいる。また、19・20年度は残土処理の工事間流用を行い、本来必要であった残土処分費等の経費をそれぞれ600万円、300万円の削減を見込んでいる。【課題4】</p> <p>本市は三浦半島の先端という地形と水源に乏しいことから遠く相模川まで水を求めている。そのため、近隣事業者よりも水源が遠い分どうしても多く経費が掛かってしまう。そのため、市民には水道料金を県内格差のあるなかで負担いただいている。これ以上の格差の拡大を防ごうと神奈川県営水道への移管を求めている。現在、県の関係部局と「三浦市水道事業に関する研究会」を行っている。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。